

令和6年10月2日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年（ワ）第70062号 発信者情報開示請求事件

口頭弁論終結日 令和6年7月8日

判 決

5

原 告 株式会社バーチャルエンターテイメント

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 小 林 弘 和

同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士 木 田 飛 鳥

10

同 山 下 良

被 告 X C o r p .

15

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 山 内 貴 博

同 鑑 由 暢

主 文

1 被告は、原告に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ。

20

2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

25

本件は、原告が、被告の運営するソーシャルネットワーキングサービスであるX（旧名称はT w i t t e r。以下、名称変更の前後を問わず、「本件サービ

5 ス」という。)において、別紙投稿記事目録記載の投稿（以下「本件投稿」という。）がされ、これにより、別紙著作権目録記載のイラスト（以下「本件イラスト」という。）に係る原告の著作権（複製権ないし翻案権及び公衆送信権ないし二次的著作物の利用に関する原作者の権利（公衆送信権））が侵害されたことが明らかであるとして、被告に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。） 5 条 1 項に基づく発信者情報の開示を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実）

10 (1) 当事者について

原告は、アバターを使用して動画配信等を行う者であるバーチャルユーザーの育成及びマネジメント等を行う株式会社である。

被告は、本件サービスを運営する外国会社である。

(2) 本件投稿について（甲 4）

15 別紙発信者情報目録記載のアカウントを管理する者（以下「本件発信者」という。）は、本件サービスにおいて、当該アカウントを利用し、別紙投稿記事目録記載の画像（以下「本件画像」という。）に係る本件投稿をした。

(3) 発信者情報の保有について

被告は、別紙発信者情報目録記載の各発信者情報を保有している。

20 2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 原告が本件イラストに係る著作権の譲渡を受けたか（争点 1）

(原告の主張)

25 原告は、本件イラストの著作者である A（以下「A」という。）から本件イラストに係る著作権の譲渡を受けており、本件イラストに係る著作権を有する。

(被告の主張)

原告がAから本件イラストに係る著作権の譲渡を受けたとは認められず、原告が本件イラストに係る著作権を有するとはいえない。

(2) 原告の本件イラストに係る著作権が侵害されたことが明らかであるといえるか（争点2）

5 (原告の主張)

本件画像から本件イラストの表現上の本質的特徴を直接感得することができから、本件投稿によって、原告の本件イラストに係る著作権（複製権ないし翻案権及び公衆送信権ないし二次的著作物の利用に関する原作者の権利（公衆送信権））が侵害されたことが明らかである。

10 (被告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（原告が本件イラストに係る著作権の譲渡を受けたか）について

15 本件イラストは、黒と赤の髪色をした中性的なキャラクターが、同様の色合いのスーツを着用している容姿を描くものであり、キャラクターの設定を反映した描写がされていると認められ（甲5）、思想又は感情を創作的に表現した美術の著作物であるといえることができる。

また、Aは、原告から依頼を受け、本件イラストを作成したものであり、本件イラストの著作者であると認められる（甲8の1、2）。

20 そして、原告とAは、令和5年4月23日までに、Aが原告に対して本件イラストに係る著作権を譲渡する旨の合意をした（甲6の1、8の1、2）。

したがって、原告は、本件イラストに係る著作権を有するといえることができる。

25 2 争点2（原告の本件イラストに係る著作権が侵害されたことが明らかであるといえるか）について

本件画像は、その右側に本件イラストにおいて描写されているキャラクター

5 の顔から胸元に係る部分を、その左側にマスクを着用した人物の写真を並べて合成した画像であると認められる（甲４）ところ、本件画像と本件イラストとは、本件イラストにおいて描写されているキャラクターの顔から胸元に係る部分において共通しており、本件画像から、本件イラストの表現上の本質的特徴を直接感得することができるといえる。したがって、本件画像は、本件イラストを複製ないし翻案したものであるといえることができる。

10 本件発信者は、本件サービスにおいて、本件投稿をすることにより、本件サービスを利用する不特定多数の者からの求めに応じ自動的に本件画像を送信したものと認められる（甲４）。また、弁論の全趣旨によっても、本件投稿について違法性阻却事由が存在することをうかがわせる事情は認められない。したがって、本件投稿は、少なくとも、本件イラストを複製ないし翻案した本件画像を自動公衆送信することにより、原告の本件イラストに係る公衆送信権ないし二次的著作物の利用に関する原作者の権利（公衆送信権）を侵害したものであるというべきである。

15 以上によれば、本件投稿によって、原告の本件イラストに係る著作権（公衆送信権ないし二次的著作物の利用に関する原作者の権利（公衆送信権））が侵害されたことが明らかである（プロバイダ責任制限法５条１項１号）。

3 弁論の全趣旨によれば、原告は本件発信者に対して損害賠償請求権等を行行使する予定であることが認められ、そのために、別紙発信者情報目録記載の各発信者情報の開示を受ける必要があるといえるから、原告には、当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由がある（プロバイダ責任制限法５条１項２号）。

第４ 結論

以上によれば、原告の請求は理由があるから、これを認容することとして、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官

高

橋

彩

5

裁判官

杉

田

時

基

裁判官

吉

川

慶

10

(別紙)

発信者情報目録

下記スクリーンネームのアカウントに関する以下の各情報。

- 5 1 電話番号
- 2 メールアドレス

記

(記載省略)

10

(別紙)

著作物目録

15 (記載省略)

(別紙)

投稿記事目録

20

(記載省略)